

建築士事務所登録申請・変更届添付書類一覧表（沖縄県建築士事務所指導要綱 参考）

書類等	登録区分							備考	
	登録申請		変更届						
	新規	更新	事務所 の名称 変更	事務所 所在地 変更	登録申請者 名変更	法人の 役員の変 更	管理建築士 の変更		
1	登録申請書	○	○						第5号書式（省令）
	登録事項変更届			○	○	○	○	○	第10号様式（県細則）
2	登録手数料 <small>（平成23年4月1日より現金又は振込みとなる。）</small>	○	○						沖縄県二級建築士免許等手数料条例に定められている額
3	所在地略図	○	○		○				
4	業務概要書		○						第6号書式添付書類(イ)（省令）
5	所属建築士名簿 ※	○	○					○	〃 添付書類(ロ)（〃）
6	略歴書	登録申請者	○	○			○		〃 添付書類(ハ)（〃）
		管理建築士	○	○				○	〃 添付書類(ハ)（〃）
7	誓約書	○	○			○			〃 添付書類(ニ)（〃）
8	登記簿謄本	○	○	○		○	○		法人の場合のみ（正本には原本）
9	定款	○	○			○			法人の場合のみ
10	管理建築士受講修了証	○						○	建築士法第24条第2項
11	受講報告書 <small>（県知事指定講習）</small>	○	○						様式1に受講証明証（開設者は「建築士事務所の管理講習会」、管理建築士は前記の講習会又は「すべての建築士のための総合研修」（申請前5年以内）の写しを添付する。ただし、未受講者については受講する旨の誓約書（様式2）とする。
12	新旧役員対照表							○	様式3による

表中の○印は法令及び本要綱に基づき各登録区分によって添付を要する書類等を表す。

※ 管理建築士については、沖縄県建築士事務所協会等に提出の際、窓口又はその他の手段により、建築士免許証（原本）等を提示し、担当者の照合を受けてください。

別表（その2） 廃止届添付書類一覧

建築士事務所の廃止等の理由	届出人	添付書類
業務を廃止したとき	開設者	—
開設者が死亡したとき	個人	届出人と開設者との関係を証明する書類
	法人	
破産したとき	破産管財人	届出人と開設者との関係を証明する書類
法人が合併により解散したとき	役員であったもの	
法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき	清算人	
登録区分の変更（個人⇔法人又は1級⇔2級⇔木造）	開設者	—